

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
福井高等学校	<p>資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する必要がある。しかし、以下の工事について、設備を更新し、資産と計上すべきにもかかわらず、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="611 606 1564 722"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>財産名称</th> <th>請負金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音楽教室空調設備取替改修工事</td> <td>建物：校舎棟</td> <td>466,560円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	財産名称	請負金額	音楽教室空調設備取替改修工事	建物：校舎棟	466,560円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 財産の所管換え、増改築、売却等(以下「異動」という。)により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。(以下略)</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針) 2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。</p>	<p>本件工事に係る支出を資産として公有財産台帳に登載することにより、是正を行った。</p> <p>今後は、財産活用課等、関係機関の指導を受けながら、大阪府公有財産台帳等処理要領の規定にのっとり、適正な事務処理に努める。</p>
工事名称	財産名称	請負金額							
音楽教室空調設備取替改修工事	建物：校舎棟	466,560円							

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年2月8日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
農芸高等学校	<p>資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する必要がある。しかし、以下5件の工事について、設備を更新し、資産と計上すべきにもかかわらず、公有財産台帳に登録されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 659 1288 1083"> <thead> <tr> <th>工事名称</th> <th>財産名称</th> <th>請負金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給湯器設備取替工事</td> <td>建物：畜産加工実習棟</td> <td>272,808円</td> </tr> <tr> <td>空調設備取替工事</td> <td>建物：特別教室棟</td> <td>376,121円</td> </tr> <tr> <td>親時計設備（校内チャイムシステム）の取替工事</td> <td>建物：本館</td> <td>426,600円</td> </tr> <tr> <td>堆肥発酵化装置投入口の改修工事</td> <td>工作物：雑工作物（発酵堆肥化装置）</td> <td>280,584円</td> </tr> <tr> <td>電話配線替工事</td> <td>工作物：電信電話電力線路</td> <td>1,062,720円</td> </tr> </tbody> </table>	工事名称	財産名称	請負金額	給湯器設備取替工事	建物：畜産加工実習棟	272,808円	空調設備取替工事	建物：特別教室棟	376,121円	親時計設備（校内チャイムシステム）の取替工事	建物：本館	426,600円	堆肥発酵化装置投入口の改修工事	工作物：雑工作物（発酵堆肥化装置）	280,584円	電話配線替工事	工作物：電信電話電力線路	1,062,720円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録）</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の必要が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> <p>別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針）</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。</p> </div>	<p>平成28年2月12日に公有財産台帳に登録を行い、また、財務会計システムについても、同月15日に修正処理を行った。</p>
工事名称	財産名称	請負金額																			
給湯器設備取替工事	建物：畜産加工実習棟	272,808円																			
空調設備取替工事	建物：特別教室棟	376,121円																			
親時計設備（校内チャイムシステム）の取替工事	建物：本館	426,600円																			
堆肥発酵化装置投入口の改修工事	工作物：雑工作物（発酵堆肥化装置）	280,584円																			
電話配線替工事	工作物：電信電話電力線路	1,062,720円																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
箕面支援学校	<p>1 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="433 533 1442 764"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>箕面市船場東3丁目98番1ほか</td> <td>1,627.15㎡</td> <td>学校グラウンド</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>箕面市船場東3丁目15番1</td> <td>2基</td> <td>学校案内用 オーバーハング看板</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 公有財産台帳の登録内容に誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 869 1065 1094"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">財産名称</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>建物に含む</td> <td>ネットフェンス</td> </tr> <tr> <td>備品</td> <td>工作物</td> <td>受付ボックス(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 地面に固定されておらず、移動が可能な状態にある。</p>	種別	所在地	借用数量	借用目的	土地	箕面市船場東3丁目98番1ほか	1,627.15㎡	学校グラウンド	土地	箕面市船場東3丁目15番1	2基	学校案内用 オーバーハング看板	台帳登録		財産名称	正	誤	工作物	建物に含む	ネットフェンス	備品	工作物	受付ボックス(※)	<p>保有資産等の実態を公有財産台帳において適切に表すため、公有財産台帳への登録や登録内容の修正を行うとともに、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> <p>第3章 公有財産の管理事務 第2節 公有財産台帳の整備 第2 台帳整備 1 台帳への登録 (2) 建物等の定義 ② 工作物 工作物とは、土地の定着物（立木を除く。）のうち、建物以外のもので継続して独立の効用を果たすものをいう。 土地の定着物とは、土地に固定的に付着して容易に移動しえないものであって土地から分離すれば、当該財産としての効用を果たさないものをいう。（例＝ネットフェンス等）</p>	<p>借用財産については、公有財産台帳に借用登録をした。ネットフェンスについては、工作物に登録した。受付ボックスについては、工作物から物品に異動し、工事費を除く本体価格397,950円で備品登録をした。 今後は関係諸規則に基づき適正な事務処理を行う。</p>
種別	所在地	借用数量	借用目的																							
土地	箕面市船場東3丁目98番1ほか	1,627.15㎡	学校グラウンド																							
土地	箕面市船場東3丁目15番1	2基	学校案内用 オーバーハング看板																							
台帳登録		財産名称																								
正	誤																									
工作物	建物に含む	ネットフェンス																								
備品	工作物	受付ボックス(※)																								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月17日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																
羽曳野支援学校	<p>下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 541 1590 1205"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地 (施設名)</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>羽曳野市はびきの3丁目7-1 (大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター)</td> <td>4,923.89㎡</td> <td>校舎敷地</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>大阪市住吉区万代東3丁目1-56 (大阪府立急性期・総合医療センター)</td> <td>73.47㎡</td> <td>教室及び職員室</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>和泉市室堂町840 (大阪府立母子保健総合医療センター)</td> <td>60.28㎡</td> <td>職員控室</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>堺市南区原山台2丁目7-1 (近畿 大学医学部堺病院)</td> <td>66.60㎡</td> <td>教室及び職員室</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>堺市北区長曾根町1179-3 (大阪労災病院)</td> <td>67.94㎡</td> <td>教室及び職員室</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>大阪狭山市大野東377-2 (近畿大学医学部附属病院)</td> <td>49.80㎡</td> <td>教室及び職員室</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>堺市中区八田南之町277 (医療法人杏和会阪南病院)</td> <td>110.92㎡</td> <td>教室及び職員室</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地 (施設名)	借用数量	借用目的	土地	羽曳野市はびきの3丁目7-1 (大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター)	4,923.89㎡	校舎敷地	建物	大阪市住吉区万代東3丁目1-56 (大阪府立急性期・総合医療センター)	73.47㎡	教室及び職員室	建物	和泉市室堂町840 (大阪府立母子保健総合医療センター)	60.28㎡	職員控室	建物	堺市南区原山台2丁目7-1 (近畿 大学医学部堺病院)	66.60㎡	教室及び職員室	建物	堺市北区長曾根町1179-3 (大阪労災病院)	67.94㎡	教室及び職員室	建物	大阪狭山市大野東377-2 (近畿大学医学部附属病院)	49.80㎡	教室及び職員室	建物	堺市中区八田南之町277 (医療法人杏和会阪南病院)	110.92㎡	教室及び職員室	<p>速やかに公有財産台帳に登録するとともに、今後は、関係規則等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産(土地、建物など)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。</p> </div>	<p>監査結果通知受理後、速やかに左記の借用財産を公有財産台帳に登録した。 今後は、関係諸規則に基づきかかることのないよう適正な事務処理を行う。</p>
種別	所在地 (施設名)	借用数量	借用目的																																
土地	羽曳野市はびきの3丁目7-1 (大阪府立呼吸器・アレルギー医療センター)	4,923.89㎡	校舎敷地																																
建物	大阪市住吉区万代東3丁目1-56 (大阪府立急性期・総合医療センター)	73.47㎡	教室及び職員室																																
建物	和泉市室堂町840 (大阪府立母子保健総合医療センター)	60.28㎡	職員控室																																
建物	堺市南区原山台2丁目7-1 (近畿 大学医学部堺病院)	66.60㎡	教室及び職員室																																
建物	堺市北区長曾根町1179-3 (大阪労災病院)	67.94㎡	教室及び職員室																																
建物	大阪狭山市大野東377-2 (近畿大学医学部附属病院)	49.80㎡	教室及び職員室																																
建物	堺市中区八田南之町277 (医療法人杏和会阪南病院)	110.92㎡	教室及び職員室																																

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成28年2月19日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																								
池田警察署 警察本部 総務部 施設課	<p>1 本署敷地内で公有財産台帳に登録されていない工作物（ごみ置場）があった。</p> <p>また、自転車置場が建物の壁面と一体的に設置されているため、本来、建物に含んだ形で登録されるべきものが、工作物として登録されていた。</p> <p>秦野交番では、本来、工作物として登録されるべき植栽柵が、誤って建物に含んだ形で登録されていた。</p> <p>上記に基づき、貸借対照表上の建物及び工作物の計上額が正確なものとはなっていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 789 1299 1104"> <thead> <tr> <th colspan="2">台帳登録</th> <th rowspan="2">本署 (取得価額)</th> <th rowspan="2">秦野交番 (取得価額)</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>未登録</td> <td>ごみ置場 (不明)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>建物 に含む</td> <td>工作物</td> <td>自転車置場 (145,000円)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>建物 に含む</td> <td>—</td> <td>植栽柵 (不明)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 交番敷地内に、帰属が不明な工作物があった。</p> <table border="1" data-bbox="492 1213 961 1352"> <thead> <tr> <th></th> <th>秦野交番</th> <th>荘園口交番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>擁壁</td> <td>バリカー</td> </tr> </tbody> </table>	台帳登録		本署 (取得価額)	秦野交番 (取得価額)	正	誤	工作物	未登録	ごみ置場 (不明)	—	建物 に含む	工作物	自転車置場 (145,000円)	—	工作物	建物 に含む	—	植栽柵 (不明)		秦野交番	荘園口交番	工作物	擁壁	バリカー	<p>署においては、公有財産台帳の修正や不明な点について調査を進められたい。</p> <p>また、他に公有財産台帳への登録漏れや登録誤りがないことを確認するとともに、公有財産台帳の重要性について周知徹底を図られたい。</p> <p>警察本部施設課においては、公有財産台帳等管理システムへの修正登録を行い、貸借対照表に反映させるなど必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳) 第15条 2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の登録単位) 第3条 前条に規定する財産の台帳登録にあたっては、施設単位で作成するものとし、その施設を構成している土地、建物、工作物などについて、次の各号に掲げる単位ごとに登録を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建物 棟を一の単位とする。</p> <p>(3) 工作物 それぞれの種目を一の単位とする。</p> </div>	<p>池田署においては、検出事項1について調査をした結果、全て台帳登録の誤りと判明した。</p> <p>検出事項2について調査した結果、荘園口交番のバリカーは、借用地に設置されており、土地の所有者に確認したが設置した経緯がなく、下水道敷上の駐車場として整備した所に設置されている状況等を総合的に勘案すると、大阪府所有である蓋然性が高いことから、財産として取り扱うこととしたが、設置から相当年数経過し、老朽化していたことから、平成28年7月14日に撤去した。秦野交番にある擁壁は、府有地に設置されているものであるが、その土地を購入したのは昭和40年と約50年経過しており、調査は不可能であることから、大阪府の財産としては取り扱わないこととしたが、問題が生じた際は水路の管理者と協議するなど適正に管理していく。</p> <p>他の財産について登録漏れ等がないことを確認し、公有財産管理の重要性については、資料を配布し、署員に周知した。(回答済み)</p> <p>警察本部施設課においては、検出事項として指摘された財産について、公有財産台帳等管理システムの登録を、本署ごみ置き場は平成28年12月20日に工作物として、本署自転車置場は平成29年1月13日に建物の一部として、秦野交番植栽柵は平成28年12月13日に工作物としてそれぞれ登録修正を行い、貸借対照表に反映させた。</p>
台帳登録		本署 (取得価額)	秦野交番 (取得価額)																								
正	誤																										
工作物	未登録	ごみ置場 (不明)	—																								
建物 に含む	工作物	自転車置場 (145,000円)	—																								
工作物	建物 に含む	—	植栽柵 (不明)																								
	秦野交番	荘園口交番																									
工作物	擁壁	バリカー																									

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年10月21日）